

第4章 児 童 福 祉

第4章 児 童 福 祉

1 児 童 福 祉

(1) 保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園

保育園・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業所は、共働き家庭や保護者が病気や介護などの理由で、保育を必要とする小学校就学前の子どもを預かる施設です。保育園・認定こども園は、公立 16 園（保育園 5 園、認定こども園 11 園）、民間 15 園（保育園 8 園、認定こども園 7 園）の計 31 園で保育を行っています。また、地域型保育事業所は、民間 2 園で、0 歳～2 歳児を対象に保育を行っています。

保育需要は乳児保育・障がい児保育・延長保育と多様化傾向を示しています。その対策として、乳児保育は、公立 14 園、民間全園で実施しています。また、延長保育は全園で行い、障がい児保育は、公立 7 園を拠点にして実施しています。

さらに、一時保育事業を公立 3 園、民間 7 園で、休日において家庭での保育が困難な子どものための休日保育事業を民間 1 園で行っています。

幼稚園・認定こども園（教育認定）は、公立 13 園（幼稚園 2 園、認定こども園 11 園）、民間 14 園（幼稚園 3 園、認定こども園 7 園）の計 27 園で満 3 歳以上児を対象に幼児教育を行っています。

ア 保育園等の入園について

【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】

【保育の実施基準】

- ・ 保育園等の施設を利用するためには、市から保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。
- ・ 保育園等の支給認定は、子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該子どもを保育することができないと認められる場合に受けることができます。
 - ① 居宅外で労働することを常態としていること
 - ② 居宅内で当該子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
 - ③ 妊娠中であること、または出産後間がないこと（ただし、入園期間は産前 6 週間・産後 8 週間）
 - ④ 疾病にかかり、負傷し、または心身に障がい有していること
 - ⑤ 長期にわたり、疾病の状態にあること、または、精神もしくは身体の障がい有する同居の親族を常時介護していること
 - ⑥ 震災、風水害、火災その他の復旧にあたっていること
 - ⑦ 市長が認める前各号に類する状態であること

【入園の手続】

- ・ 新年度 4 月の入園の申込みは、前年 10 月の指定期間中に受付を行います。入園申込者数が定員を超えた場合は、保育の必要性を審査・判

定し、優先度が高い世帯の子どもから順に入園となります。

- ・ 年度途中の入園は、毎月 20 日までの申込み（3 月入園は前月の 10 日までの申込み）で、翌月から入園できますが、申込み順での入園となります。
※ただし、締切日が土・日・祝日の場合は直前の平日までの申込み。
- ・ 産休・育休明けなどで年度途中の入園を希望される場合は、入園希望月の 5 か月前の 21 日から予約を受け付けます。

【入園の制限】 次の各号に該当する子どもは入園することができません。

- ① 伝染病疾患を有する子ども
- ② 身体虚弱等のため保育にたえない子ども
- ③ その他保育上支障があると認められる子ども

【申請に必要なもの】

- ・ 就労証明書または状況証明書
 - ・ 前年度所得課税証明書（申請日までに転入していない場合等）
 - ・ 申請者の個人番号確認資料（マイナンバーカード、個人番号付住民票等）
- ※ その他必要書類については、保育課までお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 4 月入園 各保育園・認定こども園（10 月の申込期間中）
- ・ 途中入園 保育課

イ 幼稚園等の入園について	【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】
-------------------------	---------------------------------

【入園の基準】

- ・ 原則、各年 4 月 1 日時点で満 3 歳から満 5 歳までの幼児

【入園の手続】

- ・ 各幼稚園・認定こども園にお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 各幼稚園・認定こども園

ウ 一時保育事業	【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】
--------------------	---------------------------------

保育園等に入園していないお子さんで、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないお子さんを緊急、一時的に施設で預かる制度です。

【対象子ども】 生後 2 か月～小学校就学前の子ども（施設によって異なる）

【実施施設】 ながさわこども園、みそぎ保育園、わかたけ保育園、きど保育園、木の花保育園、一之瀬保育園、かみいしづこどもの森、時保育園、牧田こども園、墨俣こども園

【定 員】 1 日に 3 ～10 人程度（施設によって異なる）

【保育時間（延長保育を含む）及び利用料】

（ア） ながさわこども園（平日 8:30～16:30）

木の花保育園（平日 8:00～17:30）、一之瀬保育園（7:00～19:00）

かみいしづこどもの森（8:00～16:00）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
1 時間あたり	250 円	500 円	200 円	400 円

（イ） みそぎ・わかたけ保育園（平日 8:30～16:30、延長保育は要相談）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4 時間以内	900 円	1,800 円	700 円	1,400 円
以後 1 時間あたり	250 円	500 円	200 円	400 円
8 時間を超える	2,700 円	5,400 円	2,100 円	4,200 円

（ウ） きど保育園（8:30～16:30）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4 時間以内	1,150 円	2,300 円	1,020 円	2,040 円
4～8 時間	2,150 円	4,300 円	1,720 円	3,440 円
8 時間以上	3,150 円	6,300 円	2,520 円	5,040 円

（エ） 時保育園・牧田こども園・墨俣こども園（8:30～16:30、延長保育は要相談）

利用区分	6 か月～3 歳未満児	3 歳以上児
	市 内 在 住	市 内 在 住
4 時間以内	900 円	700 円
4～8 時間	1,800 円	1,400 円
8 時間以上	2,700 円	2,100 円

【休 日】日曜日・祝祭日、施設休業日

【備 考】給食費（おやつ代含む）は、別途必要となります。

【申請方法】実施施設に用意してある申込書に記入して提出してください。

緊急の場合は、電話などで申し込んでから施設へ申込書を提出していただくこともできます。

【お問い合わせ先】

- ・ 保育課
- ・ 各実施施設

エ 休日保育事業 **【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】**

保護者の就労形態等の多様化等により、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを預かる制度です。

【対象園児】市内の保育園等に通園している、生後6か月以上の園児で、保護者の就労等の理由から日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難である園児

【実施保育園】きど保育園

【定 員】1日につき10人程度

【保育時間】午前8時30分～午後4時30分(延長保育 午前7時～午後7時)

【利用料】勤務形態上、年間を通じて日曜日、祝祭日に出勤する方の利用は無料です。その他の利用については、きど保育園の一時保育の料金が適用されます。

【申請方法】

- ・ 通園している保育園等に申請書を提出してください。
- ・ 緊急の場合は、直接きど保育園に電話でお申込みいただくこともできます。

オ 病児保育事業	【保育課 ☎47-7096】
-----------------	-----------------------

病児保育は、病氣やけが及びその回復期のお子さんが、保育園や家庭等で保育できないときに、医師の指示に基づき、看護師・保育士がお預かりする事業です。詳細については、保育課へお尋ねください。

カ 特別保育

【乳児保育】0歳児（生後2か月以上）のお子さんをお預かりします。

区分	公 立	民 間
2か月以上	丸の内、ゆりかご、南、北、日新、安井、綾里、すもと、三城、荒崎、赤坂、牧田、時、墨俣 ※牧田、時、墨俣は6か月以上	みつづか、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、きど、みのり、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、木の花、浅草ひかり、一之瀬、かみいしづこどもの森、わかたけ小規模、はだしっこつくし

【延長保育】

区分	公 立	民 間
7:00～18:30	丸の内、ゆりかご、西、南、北、日新、安井、綾里、すもと、三城、荒崎、赤坂、青墓	
7:00～19:00		きど、みのり、木の花、一之瀬
7:15～19:15		みつづか、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、浅草ひかり、かみいしづこどもの森、はだしっこつくし
7:30～18:00	牧田、時	
7:30～18:30		わかたけ小規模
7:30～19:00	墨俣	

キ 要支援児(障がい児)保育**【保育課 ☎47-7096】**

市内の全園で発達の遅れや体の不自由なお子さんを受入れ、統合保育を行っています。専任保育者による個別保育(指導)を行う園もあります。

【個別保育(指導)対象の園児】

- ・ 3歳児以上から小学校就学の始期に達するまでの特別な配慮を要する園児
- ・ 保護者が入室を希望する園児
- ・ 面談により必要と判断された園児
- ・ 療育施設等で指導を受けていない園児を優先

【保育方法】専任保育士による個別保育(指導)および一般児との統合保育などを行います。

【個別保育(指導)実施園】

- | | |
|------------|----------|
| ・ ゆりかごこども園 | ・ 北こども園 |
| ・ 日新こども園 | ・ すもと保育園 |
| ・ 三城こども園 | ・ 赤坂こども園 |
| ・ 墨俣こども園 | |

ク 広域入所**【保育課 ☎47-7096】**

保護者の勤務の都合等の事情により、お住まいの市町村内の保育所等に入所できないお子さんを区域を越えてお預かりする制度です。

広域入所を行う自治体同士で協議の上、市内に住所があるお子さんの保育を市外の保育所等に委託し、また市外に住所のあるお子さんを市内の保育所等に受け入れ、保育を行っています。

【備考】利用には要件等がありますので、ご相談ください。

ケ 特色ある保育事業

外部から講師を招き、日常の保育とは違った独自の内容を保育に取り入れています。

【実施園】 公立保育園等

【実施内容】 運動・リトミック・茶道・和太鼓など

(2) 子育て支援**ア 子育て短期支援事業****【子育て支援課 ☎47-7092】**

保護者等が病気や仕事などにより家庭において児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で一時的に養育します。

【短期入所生活援助（ショートステイ事業）】

- ・ 宿泊による短期利用（休日も利用できます）

保護者の負担（1日あたり）

世帯区分		2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	ひとり親家庭	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯		5,350円	2,750円

【委託先】

（ア）2歳未満児

施設名	所在市町
乳幼児ホームまりあ	岐阜市

（イ）2歳以上児

施設名	所在市町
樹心寮	揖斐郡大野町
大野慈童園	揖斐郡大野町
誠心寮	瑞穂市
若松学園	山県市

イ 子育て世帯訪問支援 【子育て支援課 ☎47-7197】

虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みの傾聴、家事・育児等の支援を行います。

【対象】児童を保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭及びその恐れのある家庭等

※利用には要件等がありますので、ご相談ください。

【支援内容】・家事支援（洗濯、掃除、買い物代行等）

・育児養育支援（育児・外出の補助、宿題の見守り等）

・傾聴、相談への助言や情報提供

【利用者負担額】無料

【相談窓口】大垣市こども家庭センター（子育て支援課児童福祉グループ）

ウ ファミリー・サポート・センター事業

中学生以下の子どもの世話ができない場合の預かりや、保育園等への送迎など、育児に関する地域の相互援助を行う事業です。育児の援助を受けたい依頼会員、育児の援助を行う提供会員の登録により実施されます。

【利用料金】 事前面接の費用 一律 500 円

曜 日	利用時間	料金（1 時間）
平日	午前 8 時～午後 5 時	700 円
	午前 6 時～午前 8 時、午後 5 時～午後 10 時	800 円
土・日・祝日 12/29～1/3	午前 8 時～午後 5 時	900 円
	午前 6 時～午前 8 時、午後 5 時～午後 10 時	1,000 円

【申込先】 大垣市ファミリー・サポート・センター ☎82-4120

エ エンゼルサポーター事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

病気や妊娠中の体調不良のため、家事や育児を行うことが困難な家庭を対象に、サポーターが出向き、身の回りの世話や育児などを援助する事業です。

【対 象】 ①妊婦（母子健康手帳交付後）又は小学生以下の子がいる家庭
②昼間、自身のほかに家事や育児に協力できる者がいない家庭

【内 容】・ 家事に関する援助（炊事・洗濯・掃除など）
・ 育児に関する援助（授乳、おむつ交換、もく浴の介助など）

【利用時間】 平日の午前 9 時～午後 5 時（1 回 2 時間以内、1 日 2 回まで利用可）

【利用回数】 延べ 30 回まで（妊娠中の場合は、出産日まで延べ 20 回とし、最大 50 回まで利用できます）

【利用者負担額】 事前面接の費用 一律 300 円

区 分	負担額（1 時間あたり）
生活保護世帯、ひとり親世帯（市民税非課税世帯）、多胎児がいる世帯	0 円
市民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く）	350 円
市民税課税世帯	700 円

オ ホームスタート事業

乳幼児を養育する家庭の育児不安やストレスを軽減するため、訪問員が家庭を訪問し、育児に対する悩みを傾聴するほか、育児や家事を協働して行う制度です。

【対 象】 市内に住所があり、就学前の子がいる家庭のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 孤立した状況にあり、自ら支援を求めることが困難な方
- ② 若年で養育する方
- ③ 多子同時出産等をした方
- ④ 育児ストレス等のある方

- 【内 容】 ① 育児不安等に係る相談に対する傾聴及び助言
 ② 食事の準備、洗濯、掃除等を協働して行う家事支援
 ③ 乳幼児の世話、もく浴等を協働して行う育児支援
- 【利用時間】 1回2時間程度
- 【利用回数】 4回まで
- 【利用者負担額】 無料
- 【申込先】 NPO法人くすくす ☎77-3818

カ 親子バス利用支援事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

小学校6年生以下の子どもを同伴し、路線バスで市内を移動した場合に、チケットを利用すると親子等の運賃が無料になる事業です。

【対象者】・ 小学校6年生以下の子ども、同一世帯の保護者等（父母、祖父母、兄弟）

・ 妊娠中の方、同乗の配偶者等（同一世帯の父母を含む）

【利用条件】 市内にあるバス停で乗車・降車した場合

【交付セット数】 1申請につき5セットまで（1セットでチケット 10枚）

【申請回数】 4～6月、7～9月、10～12月、1～3月に各1回

【申請に必要なもの】

- ・ 子ども医療費受給者証（妊婦の場合は母子健康手帳）
- ・ 保護者等の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ キッズピアおおがき子育て支援センター
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター
- ・ 保健センター
- ・ 大垣市児童館

キ 多胎家庭おでかけアシストタクシー事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

子育て負担が大きく、孤立しがちな多胎家庭の支援を図るため、双子など多胎児を出産・育児する保護者を対象に、タクシー乗車料金の一部を助成するものです。

【対象者】 満1歳未満の多胎児を養育する保護者

【利用条件】・ 満1歳の誕生日まで

・ 多胎児（1人以上）と一緒に乗車すること

【交付枚数】 1,000円券×最大24枚まで

【申請窓口】 子育て支援課 児童福祉グループ
 （Web申請もできます）

ク 子育て相談

子育てに不安を抱える保護者の増加に対応するため、保育業務を通じ多くの子どもに接している保育士の経験と知識を活用し、市内の保育園等全 33 園で、保護者からの電話や面接相談に応じ、子育て支援を推進しています。また、荒崎こども園を含む 6 園については、地域子育て支援センターを併設し、子育て相談にも応じています。

園名	電話番号	相談時間	相談日
保育園等（詳細は 211～215 ページ）		保育時間内	月～金
荒崎こども園（地域子育て支援センター）	92－3008	9:00～14:00	
牧田こども園（地域子育て支援センター）	47－2625	10:00～15:00	
ながさわこども園（地域子育て支援センター）	73－5186		
わかたけ保育園（地域子育て支援センター）	73－2530		
木の花保育園（地域子育て支援センター）	84－7326		
墨俣こども園（地域子育て支援センター）	62－5153	9:30～14:30	

ケ 子育てひろば ピヨピヨ 【保育課 ☎47－7096】

認定こども園・保育園・幼稚園において、未就園児とその保護者を対象に、園庭等を開放し、園児と一緒に遊んだり、保育者への相談や子育て中のお母さんたちとの交流を行ったりする「子育てひろば ピヨピヨ」を実施しています。

【講座内容】・あそびのコーナー ・子育て相談 ・情報交流

【開催園】公立認定こども園・保育園・幼稚園（地域子育て支援センターのある荒崎・牧田・墨俣こども園は除く）

【開催日】年間計画に基づき開催

【開催時間】午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

【対象者】未就園児親子

【受講料】無料

コ 出産祝金（第 3 子以降） 【子育て支援課 ☎47－7092】

子育て家庭の生活の安定を図るため、第 3 子以降の出生に対し祝金を支給しています。（市事業）

【対象者】市内に 1 年以上居住し、現在既に 18 歳までの 2 児を養育している方で、第 3 子以降の出生があった方。ただし、市税、国民健康保険料その他市の収入に係る滞納がない方に限ります。

【祝金額】第 3 子以上 1 人あたり 5 万円

【申請期限】出生日から 6 か月以内

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（外国人の方は、出生証明書とその和訳文）※省略できる場合があります。
- ・ 請求者名義の預貯金通帳

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

サ 第二子以降出産祝金 **【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

第2子以降の出生に対し祝金を支給しています。（県事業）

【対象者】第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、その子の誕生日にその子と同一の住所を有し、現在既に18歳までの1児を養育している方。

【祝金額】第2子以上一人当たり10万円

【申請期限】出生日から6か月以内

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（外国人の方は、出生証明書とその和訳文）※省略できる場合があります。
- ・ 請求者名義の預貯金通帳

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

シ こども家庭センター

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行っています。窓口は「こころとからだ」に関する事と、「子育て」に関する事の2つがあります。

相談内容	「こころとからだ」に関する事	「子育て」に関する事
スタッフ	保健師	社会福祉士・保育士
サポート内容	・ 母子健康手帳の交付 ・ 妊娠中や産後のこころとからだの相談 ・ 妊娠中や産後に受けられるサービスについての情報提供 など	・ 子育ての不安や悩み・心配事の相談 ・ 子育て支援サービスの提供 など
受付時間	月～金の8時30分～17時15分	
電話番号	75-2328	47-7197
相談方法	電話・面談	

ス 子育てサロン**【大垣市児童館 ☎ 89-1232】**

母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、乳幼児連れの親等が自由に交流できる子育てサロンを公共施設内に開設し、保育士等の資格を有する子育て支援コーディネーターが気軽な子育て相談や遊びの提供等を行っています。

【開設場所及び開設日】**(令和7年4月1日現在)**

開設場所	開設日	所在地
西地区センター	毎週月曜日	南若森町 438 番地
中川ふれあいセンター	毎週火曜日	中川町 4 丁目 668 番地 1
三城地区センター	第 1・3・5 水曜日	加賀野 4 丁目 37 番地 1
綾里地区センター	第 2・4 水曜日	綾野 6 丁目 111 番地 1
赤坂地区センター	毎週木曜日	赤坂町 3342 番地 1
宇留生地区センター	第 1・3・5 金曜日	荒尾町 1438 番地
安井地区センター	第 2・4 金曜日	東前 3 丁目 10 番地

【開設時間】午前 10 時～正午、赤坂地区センターのみ午前 10 時～午後 3 時**セ 地域子育て支援センター**

育児不安の解消や、地域の子育てを支援するため、市内 6 保育園等で地域子育て支援センターを開設しています。

育児相談、園庭開放、親子遊び、絵本の読み聞かせ、子育て講座や育児サロンなどを開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流することが出来ます。詳しくは、各開設園の地域子育て支援センターにお問い合わせください。

【開設園】

開設園	開設日	所在地	開催時間	電話番号
ながさわこども園	月～金	長沢町 3 丁目 63 番地	10:00～15:00	73-5186
わかたけ保育園		西之川町 1 丁目 110 番地	10:00～15:00	73-2530
木の花保育園		開発町 5 丁目 658 番地 1	10:00～15:00	84-7326
荒崎こども園		長松町 771 番地 1	9:00～14:00	92-3008
牧田こども園		上石津町牧田 2101 番地	10:00～15:00	47-2625
墨俣こども園		墨俣町上宿 483 番地 1	9:30～14:30	62-5153

【お問い合わせ先】

- ・ 各実施園
- ・ キッズピアおおがき子育て支援センター ☎ 47-7200 (事務室)

(3) 児童手当**【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

児童手当は、高校生年代までの児童を養育している方に対し、児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として支給しています。

【対象者】18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代までの児童）を養育している方

※ 公務員は勤務先で支給

【手当額】（子ども1人あたり支給月額）

年 齢 区 分		手当月額
3歳未満	第1・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※ 第3子以降とは、大学生年代までの子（18歳到達後最初の3月31日を経過した後から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子）で養育している子のうち、3人目以降をいいます。大学生年代は支給対象ではありません。

【支給月】2月、4月、6月、8月、10月、12月の各10日（休みの日の場合は前日）に前月分までを支給

【申請に必要なもの】

- ・ 窓口に来られる方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、在留カードなど）
- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。詳しくは申請窓口でお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

(4) 子育て情報提供

子育てを行う母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、子育てに関する情報提供等を行っています。

ア 子育てハンドブック「水都っ子」の発行

子育て支援情報、子育てマップなどを掲載

イ 子育て応援サイト「ママフレ」の運営

子育て行政サービスなどをインターネットで発信

ウ 子育て支援アプリ・ポータルサイトの運営

各種イベント・健康カレンダー・お役立ち情報などをインターネットやスマートフォンで発信

(5) 子育て相談

ア 家庭児童相談

【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 1 9 7】

家庭児童福祉の増進を図るため、児童の養育に関連するさまざまな家庭問題、児童問題について、相談員が専門的な立場から、身上相談等に応じ、指導、援助を行っています。

【相談窓口】 子育て支援課（こども家庭センター）

イ 子育てなんでも相談

相談員による子育てに関するさまざまな相談や情報提供を行っています。

【相談窓口】 キッズピアおおがき子育て支援センター（祝日を除く月曜日は子育て支援課）

【相談電話】 ☎ 0 8 0 0 - 2 0 0 - 7 1 1 4 ^{なんでもいいよ}（通話無料）

年末年始を除く毎週火～日曜日、祝日の月曜日 午前 9 時 15 分～午後 6 時
年末年始を除く月曜日（祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ウ 利用者支援事業における相談支援

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

【対象者】 妊産婦並びに小学校就学前の乳幼児およびその保護者

【実施場所】 子育て分野：キッズピアおおがき子育て支援センター
（母子保健分野：こども家庭センター）

【内 容】

- ・ 子育てに関する悩みや不安の相談
- ・ 子育て支援情報の提供 など

エ 母子父子自立支援相談

【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

母子・父子・寡婦福祉の向上を図るため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就労支援等あらゆる問題について、母子・父子自立支援員が必要な助言・指導を行っています。

また、経済的に自立し、生活意欲の助長を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談も行っています。

【相談窓口】 母子父子自立支援員

オ 休日乳幼児期相談

【大垣市児童館 ☎ 8 9 - 1 2 3 2】

未就学児とその保護者を対象に、育児・発育・発達など子育て全般について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が必要な助言・指導を行って

います。

【相談場所】大垣市児童館

【相談日時】土曜日・日曜日（毎月2回） 午前9時00分～正午

カ 児童虐待への対応

児童虐待は、国民の通告義務があり、地域において予防、早期発見、迅速な対応が求められています。福祉事務所（市子育て支援課）では、大垣市要保護児童対策地域協議会を設置し、西濃子ども相談センター等、関係機関と連携して取り組んでいます。

【通告窓口】

- ・ 西濃子ども相談センター ☎78-4838
- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ（こども家庭センター） ☎47-7197
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

2 発達支援

(1) 発達相談・訪問支援 【子育て支援課 ☎47-7291】

子どもの発達について気になる保護者からの相談に、保育士・保健師・公認心理師・発達支援専門員などが対応しています。

また、発達相談（スマイル発達相談）、子どもの視覚機能（見る力）についての相談会を、市内各所で休日にも実施しています。

(2) 発達支援関連事業

ア 保護者支援、理解啓発

保護者を対象にした「ペアレント・プログラム講座」、「ペアレントトレーニング講座」、「発達支援学習会」などを開催し、学びの場を提供しています。

また、「発達支援講演会」を開催し、発達障がいへの理解啓発を進めています。

イ 5歳すこやか相談 *保健センター、保育課との連携事業

3歳児健診後、就学を迎える前に発達の課題を早期に発見し支援するため、年中児を対象に保護者や保育者へのアンケートをもとに、保健師や発達支援スタッフが園での集団活動を観察したうえで、保護者の相談に対応し、その後も継続して相談を行っています。

ウ 少人数保育「にこにこタイム」 *保育課との連携事業

子どもたちが人との関わり方や感情をコントロールする力などを身につけられるように、年中・年長児を対象に公立園で、少人数のグループ保育を行っています。保育者が、少人数保育で子どもの育ちに合った活動を設定し、より良く継続して実施していくための協力をしています（保育者支援事業）。

(3) 大垣市スマイルブックの活用推進

有効な支援の情報などをファイルし、ライフステージを通して引き継いでいくため、保護者（本人）が保管・活用するプロフィールブック「大垣市スマイルブック」を配付し、利用を推進しています。

また、就学時などのスムーズな支援のつなぎを実現するため、保護者や園・学校の先生方が参加する「スマイルブック引き継ぎ会」を開催しています。入学後は、学校生活にスムーズに適応していけるよう、保護者に活用方法等を記した文書を送付するなど、途切れのない支援を行っています。

(4) 障害児通所支援事業

発達に心配のある児童が事業所に通い、基本的な動作の指導を受けたり、集団生活への適応訓練を行う事業です。

- 【対象児】・ ことばに遅れのある子
- ・ 発達に遅れのある子
 - ・ 集団適応ができない子
 - ・ 身体に障がいのある子 など

【利用者負担】 幼児教育無償化に伴い 3～5 歳児までは利用者負担が無償化されています（食費等の実費負担除く）。

その他の方は原則費用の 1 割を負担していただきます。（受給者の属する世帯の課税状況及び家族状況に応じて上限及び軽減があります。）

3 ひとり親家庭の福祉

(1) 児童扶養手当 **【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】**

父母の離婚などにより、父（または母）と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。

【受給資格者】 次の①から⑨までの条件にあてはまる児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者または、20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を監護する母等（※のとおり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（または母）が死亡した児童
- ③ 父（または母）が重度の障がいにある児童
- ④ 父（または母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（または母）に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（または母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父（または母）が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童

※母 …父のいない家庭や父が重度の障がいの状態にある家庭等の児童を監護する母

※父 …母のいない家庭や母が重度の障がいの状態にある家庭等の児童を監護し、かつ生計を同じくする父

※養育者 …母が監護しない場合又は父が監護かつ生計を同じくしない場合であって、その児童を養育する方

ただし、手当が支給されるべき父または母または養育者が、日本国内に住所を有しないときは支給されません。

【手当の額】（令和7年4月現在）

区分	全額支給	一部支給
基本額 (児童1人)	月額 46,690 円	月額 46,680 円～11,010 円 (10 円単位で設定)
第2子加算	月額 11,030 円	月額 11,020 円～5,520 円

【手当の支給】奇数月の11日（休みの日の場合は前日）に、前月分までの手当を支給します。

【所得制限】本人、配偶者および扶養義務者等の所得が所得制限を超えると
きは、手当の一部または全部が支給停止となります。

所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者
	全額支給	一部支給	
0 人	69 万円	208 万円	236 万円
1 人	107 万円	246 万円	274 万円
2 人	145 万円	284 万円	312 万円
3 人	183 万円	322 万円	350 万円
4 人	221 万円	360 万円	388 万円
5 人	259 万円	398 万円	426 万円

【認定請求に必要なもの】

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者と対象児童の健康保険証
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 印かん
- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等

※ 添付書類は、支給事由等によって異なるため、申請窓口で確認してください。

【2】 母子生活支援施設入所措置事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

配偶者のいない母またはこれに準ずる事情にある母および監護している児童について、入所により保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する事業です。

(3) 助産措置事業 【子育て支援課 ☎ 47-7092】

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院、助産を受けることができない場合に、入所により助産を行う事業です。

【施設名】大垣市民病院（所在地等は 210 ページ参照）

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育て支援課 ☎ 47-7092】

ひとり親家庭の方が病気や修学等により一時的に生活援助が必要なときに、支援員を派遣し、身のまわりの世話や育児などを援助する事業です。

【対象者】母子家庭、父子家庭および寡婦の世帯

【利用方法】登録申請書により事前登録後、派遣が必要なときに派遣申請書を提出

【利用者負担額】

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	150 円
上記以外の世帯	300 円

【支援の内容】

- ・ 食事の世話、清掃、洗濯、買い物など

【申請に必要なもの】

- ・ 母子、父子、寡婦を証明するもの（戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証など）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）

(5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 【子育て支援課 ☎ 47-7092】

ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する事業です。

【対象者】20歳未満の児童を養育しているひとり親の方

【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【利用方法】受講しようとする講座について、受講対象講座指定申請書により事前登録し、講座修了後に支給申請書により申請

【支給額】

- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方対象講座の受講のために支払った費用の 60%相当額。ただし、上限は 20 万円で、1 万 2 千円を超えない場合は支給を行いません。
- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方上記に定める額から雇用保険により支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 公共職業安定所が発行する『教育訓練給付金支給要件回答書』等

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進費事業 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

ひとり親家庭の父または母の就職の際に有利となる資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について経済支援を行うことにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業です。

【対象者】

- ・ ひとり親家庭の父または母で児童扶養手当受給者の方、または同等の所得水準の方
- ・ 養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方

【対象資格】

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| ・ 看護師 | ・ 准看護師 | ・ 介護福祉士 |
| ・ 保育士 | ・ 理学療法士 | ・ 作業療法士 |
| ・ 調理師 | ・ 美容師 | ・ 製菓衛生師 等 |

【支給対象期間】 修業期間に相当する期間（上限4年間）

【支給額】

- ・ 高等職業訓練促進給付金
市民税非課税世帯・・・10万円 それ以外・・・7万500円
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金
市民税非課税世帯・・・5万円 それ以外・・・2万5,000円
※最終年限は4万円加算

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 在籍を証明する書類等

(7) 田口福寿会育英金 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童を援助するため、田口福寿会が育英金を支給する制度です。

【対象者】市内在住のひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童で、学校教育法第6章に規定する高等学校（全日制課程）に進学しようとする児童、または在学している児童

【支給額】 年額 36 万円

【支給期間】 当初に交付した年から3年以内

【申請に必要なもの】

- ・ 田口福寿会育英金交付申請書
- ・ 学校長の推薦書

【8】 J R 通勤定期乗車券の特別割引 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

児童扶養手当等の支給を受けているひとり親家庭等の世帯員が、J R 通勤定期乗車券を購入する場合には、特別の割引制度があります。

【対象者】 児童扶養手当の支給を受けている世帯の世帯員

【申請方法】 申請窓口へ必要書類（児童扶養手当証書及び本人の写真）を添えて申請

【9】 母子父子寡婦福祉資金貸付 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

事業、児童の修学、住宅資金等 12 種類があります。

※ なお、貸付対象の寡婦には、子が成人してから配偶者と離・死別した以外の女子等も含まれます。

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
事業開始資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	新たに事業を開始するために必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、什器、機械、材料等の新たな購入資金
就職支度資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦 ・ 父母のない児童	母（父、寡婦）または児童の就職するために必要な資金
医療介護資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦	母（父、寡婦）または児童が医療または介護を受けるために必要な資金
技能習得資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	母（父、寡婦）が知識や技能を習得するために必要な資金
生活資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	生活安定維持のために必要な資金 1. 技能習得中の母（父、寡婦） 2. 医療もしくは介護を受けている母（父、寡婦） 3. 母子家庭（父子家庭）になって7年未満（生活不安定期）の母（父、寡婦） 4. 失業期間中の母（父、寡婦）
転宅資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	住居の移転に際し必要な資金

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母（父、寡婦）が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）が高校、大学、専門学校、修業施設等に入学、入所する際に必要となる入学金、被服、靴、教材等の購入費等に充てるための資金
修学資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）を高校、大学、専門学校等に就学させるために必要な授業料、通学費、学用品等の購入費、教科外活動費等に充てるための資金
修業資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）が就職するために必要となる知識や技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等に充てるための資金
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	扶養する児童（子）の婚姻に際し必要な資金

【申請方法】貸付を受けようとする者は、貸付申請書に戸籍謄本など申請する資金に対応するそれぞれの書類を添付のうえ、福祉事務所（子育て支援課）を經由して知事に申請してください。申請に必要なものについては、申請窓口にご相談ください。

【貸付金の条件】資金の種類によってそれぞれ定められています。

4 施 設

(1) キッズピアおおがき子育て支援センター

子育て支援に関する事業を総合的に推進することにより児童福祉の推進を図り、もって子どもが健やかに育ち安心して子育てができるまちを目指すことを目的に設置しています。

〈所在地〉大垣市宮町1丁目1番地

（スイトスクエア大垣内スイトアベニュー2階）

〈電話番号〉0584-47-7200（事務室）

〈施設内容〉交流サロン、一時預かり室、多目的室、事務室

〈開館時間〉午前9時15分から午後6時まで

※ 交流サロンは午前10時から午後5時まで

〈休館日〉毎週月曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 月曜日が祝日の場合は開館

(2) 大垣市児童館

18歳未満の児童を対象とした拠点的な子どもの居場所です。

遊戯室や図書室があり、あそびを通して子どもが身体を動かしたりく

つろいだりして自由に過ごせる場所です。

〈所在地〉大垣市外花6丁目45番地

〈電話番号〉0584-89-1232（事務室）

〈施設内容〉1階：遊戯室、図書室、南部子育て支援センター、事務室、調理実習室

2階：集会室、会議室

〈開館時間〉午前8時30分から午後5時15分まで

※ 貸館がある場合は、午後9時まで

〈利用時間〉児童館：午後1時～5時

南部子育て支援センター：午前10時～午後5時

〈休館日〉毎週火曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 火曜日が祝日の場合は開館

【使用方法】貸館の使用を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。月単位で3か月前から申込できます。申請は大垣市児童館事務室が窓口となっています。

(3) 墨俣児童館

遊びを中心とした活動により、子どもの健康増進と情操を豊かにするための施設で、ボールプール、積木などの遊具をそろえています。

〈所在地〉大垣市墨俣町上宿483番地1

〈電話番号〉0584-62-1533（事務室）

〈施設内容〉遊戯室、集会室、図書室、事務室

〈開館時間〉午前9時から午後6時まで（4月～9月）

午前9時から午後5時まで（10月～3月）

〈休館日〉毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※月曜日が祝日の場合は開館

